

事業実施報告

事業年度

自 平成 29 年 3 月 16 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

平成28年度事業実施報告

平成28年度は、事業の推進主体となる一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構（以下、「推進機構」という。）を設立し、平成29年度からの事業の開始に向け、地域の拠点となる緑が丘事業部の開設準備を進めた。

I 推進機構の設立について

1 設立日

平成29年3月16日

2 所在地

兵庫県三木市上の丸町10番30号

3 設立時役員

下表のとおり（理事8名、監事1名）

代表理事	井上 茂利
理事	岩崎 正勝
理事	濱元 真一
理事	陰平 康則
理事	稲見 秀行
理事	角野 幸博
理事	井上 輝美
理事	長谷 憲明
監事	西垣 秀美

4 活動の目的

三木市が策定した「生涯活躍のまち構想」に基づき、元気な中高年齢者や若者・子育て世代の移住を促進するとともに、多世代が交流し、住民一人ひとりが生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを実現する。

Ⅱ 緑が丘事業部の開設準備について

1 開設日

平成29年4月25日

2 所在地

兵庫県三木市緑が丘町東1丁目1-47

3 人員・体制

市からの派遣職員及び推進機構に参画する事業者からの派遣職員により運営する。

4 主な準備内容

(1) 事務所用物件の賃貸借契約

みどりホーム株式会社が管理する物件を緑が丘事業部の設置場所として選定し、同社仲介のもと、所有者と賃貸借契約を締結した。

(2) 改装工事

賃貸借契約の使用条件では土足での立ち入りが禁止となっていたため、床全面にカーペットを敷設し、利用者の土足の立ち入りを可能とした。

(3) 看板の設置

事業部入口に2か所看板を設置した。

(4) 通信回線工事

事業部において通信・通話を行うため、回線の設置工事を行った。

(5) 社用車等の購入

他団体等を訪ね、連絡調整を行うための移動手段として、中長距離移動用に社用車（軽四輪自動車）を、短距離移動用に電動アシスト付自転車を購入した。

(6) 備品・事務用品等の購入

緑が丘事業部での事務スペース及び生活相談スペース並びに今後開設するサテライトでの交流スペースにおいて必要となる備品・事務用品等を購入した。

決算報告書

第1期

自 平成29年 3月16日

至 平成29年 3月31日

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

兵庫県三木市上の丸町10番30号

貸借対照表

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

[税込] (単位:円)
平成29年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(売上債権)

未収金 5,000,000
売上債権計 5,000,000

(その他流動資産)

前払費用 47,917
その他流動資産計 47,917

流動資産合計

5,047,917

【固定資産】

(有形固定資産)

建物 411,695
車両運搬具 865,025
器具備品 898,485
有形固定資産計 2,175,205

(投資その他の資産)

敷金 240,000
長期前払費用 259,200
投資その他の資産計 499,200

固定資産合計

2,674,405

資産合計

7,722,322

《負債の部》

【流動負債】

未払金 4,359,406
未払法人税等 1,800

流動負債合計

4,361,206

負債合計

4,361,206

《正味財産の部》

前期繰越正味財産

0

当期正味財産増減額

3,361,116

正味財産合計

3,361,116

負債及び正味財産合計

7,722,322

正味財産増減計算書

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

[税込] (単位:円)

自 平成29年 3月16日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取補助金	5,000,000	
経常収益計		5,000,000
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
車両費	73,160	
通信費	21,384	
消耗品費	1,019,846	
水道光熱費	2,736	
地代家賃	171,000	
減価償却費	72,051	
保険料	2,083	
支払手数料	129,600	
雑費	5,724	
その他経費計	1,497,584	
事業費計		1,497,584
【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
消耗品費	23,800	
租税公課	60,000	
支払手数料	55,700	
その他経費計	139,500	
管理費計		139,500
経常費用計		1,637,084
当期経常増減額		3,362,916
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		3,362,916
法人税、住民税及び事業税		1,800
当期正味財産増減額		3,361,116
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		3,361,116

財 産 目 録

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

[税込] (単位:円)
平成29年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(売上債権)

未 収 金	5,000,000
生涯活躍のまち構想推進補助金	(5,000,000)
売上債権 計	5,000,000

(その他流動資産)

前払 費用	47,917
緑が丘事業所 火災保険	(47,917)
その他流動資産 計	47,917

流動資産合計

5,047,917

【固定資産】

(有形固定資産)

建 物	411,695
緑が丘事業所内装	(411,695)
車両運搬具	865,025
電動自転車	(111,569)
スズキ アルト	(753,456)
器具 備品	898,485
交流テーブルセット	(384,747)
会議用テーブルセット	(96,040)
事務机セット	(103,677)
パソコン	(314,021)
有形固定資産 計	2,175,205

(投資その他の資産)

敷 金	240,000
緑が丘事業所 敷金	(240,000)
長期前払費用	259,200
緑が丘事業所 礼金	(259,200)
投資その他の資産 計	499,200

固定資産合計

2,674,405

資産合計

7,722,322

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	4,359,406
ユニバーサル事務機器(株)他	(4,359,406)
未払法人税等	1,800
法人県民税均等割	(1,800)

流動負債合計

4,361,206

負債合計

4,361,206

正味財産

3,361,116

財務諸表の注記

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

平成29年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

(1). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。

(2). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

[税込] (単位：円)

科目	緑が丘事業所	合計
(人件費)		
人件費計	0	0
(その他経費)		
車両費	73,160	73,160
通信費	21,384	21,384
消耗品費	1,019,846	1,019,846
水道光熱費	2,736	2,736
地代家賃	171,000	171,000
減価償却費	72,051	72,051
保険料	2,083	2,083
支払手数料	129,600	129,600
雑費	5,724	5,724
その他経費計	1,497,584	1,497,584
合計	1,497,584	1,497,584

【固定資産の増減内訳】

[税込] (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
建物	0	414,180	0	414,180	△ 2,485	411,695
車両運搬具	0	908,288	0	908,288	△ 43,263	865,025
器具備品	0	924,788	0	924,788	△ 26,303	898,485
敷金	0	240,000	0	240,000	0	240,000
長期前払費用	0	259,200	0	259,200	0	259,200
合計	0	2,746,456	0	2,746,456	△ 72,051	2,674,405

附属明細書

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構

平成29年 3月31日 現在

1. 重要な固定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため省略します。

監 査 報 告 書

平成29年6月6日

一般社団法人
三木市生涯活躍のまち推進機構
理事長 井上茂利様

監 事

西垣秀美 

私は、一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構定款第40条の規定に基づき、平成28年度（平成29年3月16日～平成29年3月31日）における会計及び業務の監査を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告します。

記

監査の結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い当機構の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正な行為または法令若しくは定款に違反する事実は認められません。
- (3) 理事の職務の執行は、相当であると認めます。
- (4) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当機構の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上